

条例で規定することが想定される事項

1 法律に明文の委任根拠があるもの（以下の条文番号は新法のもの）

- (1) 「条例要配慮個人情報」の内容（第60条第5項）
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表（第75条第5項）
- (3) 本人開示等請求等における手数料（第89条第2項、第119条第3項・第4項）
- (4) 本人開示等請求等における不開示情報の追加・縮減（第78条第2項）
- (5) 本人開示等請求等における手続（第107条第2項、第108条）
- (6) 審議会等への諮問（第129条）

2 新法による共通ルールの内容を変更しない範囲内で具体的な事項等を定めるもの

- (例)
- (1) 法の実施のための細則
 - (2) 地方公共団体内部の手続的事項（首長に対する報告義務を規定すること）
 - (3) 具体的な法的効力を伴わない理念的事項（純粋に理念的な事項として「自己情報コントロール権の尊重」を規定すること）
 - (4) 地方議会の自律権に属する事項
 - (5) 個人情報保護以外の観点から定められる事項（行政運営の公開性を確保する観点から、死者に関する情報の遺族等への開示手続について規定すること）

3 その他地域の特性に照らし特に必要な事項

※ 現時点で具体的に想定されるものはない。